

23 林政産第 86 号
平成 23 年 7 月 26 日

林業・木材産業関係団体 殿

林野庁林政部木材産業課長

原子力発電所事故を踏まえた牛の敷料・堆肥の取扱いについて

今般、高濃度の放射性セシウムを含む稲わらが肉用牛に給餌されていたことを受け、農林水産省生産局から「原子力発電所事故を踏まえた稲わら等の利用に関する指導等について」（平成 23 年 7 月 15 日付け 23 生畜第 861 号（別添 1））において、「放射性物質に汚染されたおそれのあるバーク等の資材は、牛が摂取するおそれがあるので、敷料に使用しない」旨通知されたところです。

また、農林水産省消費・安全局及び生産局から「高濃度の放射性セシウムが含まれる可能性のある堆肥等の施用・生産・流通の自粛について」（平成 23 年 7 月 25 日付け 23 消安第 2331 号、23 生産第 3227 号、23 生畜第 929 号（別添 2））において、原発周辺県の植物性堆肥原料（樹皮（堆肥用に限る。）、落ち葉、雑草等）から生産された堆肥について、高濃度の放射性セシウムを含有する可能性があることから、農林水産省では、堆肥中の放射性セシウムの基準の作成を急いでおりますが、農作物の安全確保の観点に立ち、基準が設定されるまでの間、とりあえず 17 都県で発生した堆肥原料及びこれらを原料とする堆肥については、農地土壌への施用を自粛していただくことと、こうした堆肥原料及び堆肥の生産・流通を自粛していただくこととされております。

このため、林野庁においても、食の安全性確保を徹底する観点から、当面の間、牛の敷料や堆肥用原料となる樹皮（バーク）については、下記のとおり取り扱うこととし、貴都道府県内の市町村及び林業・木材関係事業者（バーク堆肥製造事業者を含む）に周知するようお願いいたします。

なお、牛の敷料として利用する樹皮（バーク）の流通・利用基準は生産局、堆肥用原料となる樹皮（バーク）の生産・流通・利用基準については消費・安全局において作成中であり、基準が設定されれば、基準に適合したもののみを生産・流通・利用できることとなります。

記

1. 牛の敷料や堆肥の原料用樹皮（バーク）の譲渡について

17都県（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県）において原子力発電所事故後に発生した樹皮（バーク）及び原子力発電所事故後に17都県から受け入れた丸太に由来する樹皮（バーク）（事故前に集積されたものであっても、事故後に、シートをかぶせるなどの処置をとらず屋外に放置されていたものも含む。）については、牛の敷料及び堆肥の原料用樹皮（バーク）として有償・無償にかかわらず譲渡しないこと。

2. 樹皮（バーク）を原料とした堆肥の生産について

17都県において原子力発電所事故後に発生した樹皮（バーク）及び原子力発電所事故後に17都県から受け入れた丸太に由来する樹皮（バーク）（事故前に集積されたものであっても、事故後に、シートをかぶせるなどの処置をとらず屋外に放置されていたものも含む。）を堆肥原料として調達し、これを原料として堆肥を生産、譲渡しないこと。

3. 牛の敷料や堆肥の原料用樹皮（バーク）の管理について

1. により樹皮（バーク）が滞留する場合には、適切に管理すること。

4. 実態調査について（周知）

原子力発電所事故後に17都県から受け入れた丸太の有無及びこれより発生した樹皮（バーク）の利用状況を把握するため別紙の調査を17都県以外の道府県に対し依頼。

別紙

○ 17都県から受け入れた丸太に係るパークの実態調査について

① 調査対象

製材工場、合単板工場、集成材工場、木材チップ工場等、素材丸太を加工する事業者に対する調査です。

② 留意事項

・調査する場合は、添付様式を調査対象事業者に送付し、記載例を参考に記載して頂くようにして下さい。(その際、必要に応じて行を追加して下さい。)

・報告する場合は、同じ様式にとりまとめエクセルファイルで送付して下さい。

報告期限は、7月29日(金)ですので、よろしくお願いします。

(担当)

林野庁 木材産業課 生産加工班 唐澤、内海、三浦

tel(直通):03-6744-2292、03-6744-2290

mail:satoshi_karasawa@nm.maff.go.jp

kazunori_uchiumi@nm.maff.go.jp

izumi_miura@nm.maff.go.jp

